

目黒区資産経営部「週休2日促進工事」実施要領

令和6年6月28日付け 目総施第5738号決定

令和7年4月1日付け 目資施第2号改定

令和8年3月4日付け 目資施第4714号改定

1 目的

この要領は、目黒区資産経営部の発注する工事において、発注者が受注者に対して週休2日に取り組む工事である旨を指定する「週休2日促進工事」について、その実施方法、労務費補正等に関し必要な事項を定め、もって建設工事（建設業法（昭和24年5月法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等はこれに含めない。

(3) 週休日

現場閉所又は現場休息を行う日をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通して無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間に対する現場閉所及び現場休息の合計の日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所又は現場休息についても、現場閉所等率の算定上の日数に含めるものとする。

3 対象工事

この要領は、目黒区資産経営部の発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は週休2日促進工事の対象外とする。

(1) 単価契約工事

(2) 対象期間が30日未満の工事

(3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

4 週休日の設定

原則として「目黒区の休日を守る条例」第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、日曜日及び土曜日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所又は現場休息を行うことで週休2日に取り組むこともできるものとする。

週休日以外の日に現場閉所又は現場休息が必要となった場合は、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業を行う場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所又は現場休息を行うこととする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日促進工事については、次に掲げる補正係数により労務費を補正する。

ア 複合単価

複合単価（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価をいう。）の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等（市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)をいう。）は、工種等に応じ表1から表3までに定める補正率を乗じて補正する。この場合において、新築、改築及び全館無人改修については新営補正率を、執務並行改修については執務並行改修補正率を用いて補正する。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所及び現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、契約条項の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

7 現場閉所及び現場休息の確認方法等

(1) 工事着手前

監督員は、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を受注者との協議により決定する。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所及び現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

監督員は、受注者が作成する現場閉所及び現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間におけるその日数を確認する。

受注者は、監督員による週休2日の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所及び現場休息の日を記載し、監督員に提出する。

8 留意事項

- (1) 週休2日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事の一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、現場閉所又は現場休息の前日などに、当該現場閉所又は現場休息の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (4) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期に係る影響が生じないように、概成工期を考慮した上で実施工程表を作成するものとする。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合において、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことを考慮し、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の出入口、作業員詰所等に明示する。
- (7) 全体工期に影響が生じないように、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適性工期算定プログラム」等を参考に設定する。
- (8) 工期や契約金額等について、下請負人に不利益が生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等(下請負人との契約書の写し、下請契約の見積書等により構成された台帳等をいう。)により監督員が確認する。

9 その他

受注者は、週休2日促進工事についてアンケート等が実施される場合は、これに協力しなければならない。

付 則

この要領は、令和6年9月1日以降に契約する工事について適用する。

この要領は、令和7年4月1日以降に契約する工事について適用する。

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する工事について適用する。

表1 市場単価等の補正率(建築工事)

工 種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事(仕上塗材仕上)	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	1.04	1.18
建具(ガラス)	1.02	1.12
建具(シーリング)	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事(内装材)	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

表2 市場単価等の補正率(電気設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他 接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表3 市場単価等の補正率(機械設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25